

いただいたご意見を受けた対応について

◆議事(3)重点項目について		
	ご意見	対応
1	技術規制見直しの背景として、航空産業の多様化にLCCだけでなく「ビジネスジェット」についても取り入れるべき。	報告書参考資料1「今回の技術規制見直しの主な項目について」1枚目にビジネスジェット関係の記載を追加するとともに、報告書本文3・9ページ目にも記載しました。
2	また、国産機開発についてもMRJを後押しするための文言を入れるべき。	報告書参考資料1「今回の技術規制見直しの主な項目について」にMRJの文言を入れるとともに、報告書本文3ページ目にも記載しました。
3	技術の進歩に伴う環境整備が追いついていないように思われるので、技術規制の見直しの背景に「技術の進歩」についても取り入れていただきたい。	報告書本文9ページ目の「主な項目」及び10ページ目の「今後の取り組み方針」において記載しました。
4	航空需要の増大に伴うCIQ体制や保安検査体制の整備も重要である。成田空港で保安要員が大量離職という報道もあるが、保安検査体制はきちんと機能しているのか。	より効果的な保安検査のあり方について、航空会社、空港設置管理者、警備会社等様々な関係者の意見を聞きながら検討することとし、報告書別紙3のNo.170の対応の方向性の中に記載しています。
5	航空需要の増大に伴うCIQ体制や保安検査体制の整備も重要である。CIQについては関係省庁で情報共有をしていくとあるが、航空局のスタンスを明記していただきたい。	報告書別紙3の「対応の方向性」を修正しました。
6	欧米との連携という観点から「BASA」についても検討の切り口にならないか。	検討させていただきましたが、前回見直し時からの情勢変化ではなく、かつ規制の見直しというよりも引き続き相手国と交渉を行っていくべきものであるというBASAの性質上、今回の見直しの観点としての記載は見送らせていただきました。
7	ビジネスジェットについても、燃料搭載基準の見直しや運航管理者の要件の見直しできちんと対応しているの、その旨も取り入れるべきではないか。	報告書参考資料1「今回の技術規制見直しの主な項目について」1枚目にビジネスジェット関係の記載を追加するとともに、報告書本文3・9ページ目にも記載しました。
8	機長認定制度について、個人を審査するのではなく、機長認定を実施する組織(会社)を審査し、欧米の制度同様、国が直接審査しなくてもよい体制構築を検討すべきではないか。	報告書本文8ページ目に委員からの意見として記載しました。
9	環境への配慮についても記載すべき。	報告書本文9ページ目の「主な項目」及び10ページ目の「今後の取り組み方針」において記載しました。
10	操縦士の訓練・審査の一部見直しは、「効率的な運航や空港運用に寄与する規制の見直し」ではなく、「人材確保に寄与する規制見直し」に入れるべき。	報告書参考資料1「今回の技術規制見直しの主な項目について」を修正しました。
◆義務報告制度		
11	パイロットとしては情報の共有が重要であるため、共有の方向性も検討すべき。	報告書本文8ページ目に「委員からの意見」として記載しています。
12	医療の世界でも隠蔽されていた事例もあり、義務報告制度は、処罰を目的とするのではなく、安全を高めるためであるのでその位置づけを明確にしていきたい。	報告書別紙1のNo.2、4の「対応の方向性」の中に記載しています。
◆RNAV航行許可の廃止		
13	地上施設も減ってきているので、RNAV航行は重要であり、諸外国との相違部分もあるので、きちんと情報収集をした上で検討していただきたい。	「対応の方向性」を修正しました。 「ICAOの議論に参加するなどし、積極的に情報収集・ルール検討に参画するとともに、その情報等について関係者との共有の場を適宜設け取り組んでいく」ことを明記しております。
14	対応の分類については、B3とCを併記するのでもよいのではないか。	一方、「ICAOにおいても議論が継続されているところであり、その結果次第では、ご要望への対応が困難なこともあり得ることから、対応分類としてはCのみを記載しています。
◆予備品証明制度の見直し		
15	他の予備品証明に関する要望も含めて、まとめて重点項目として取り扱ってはどうか。	ご指摘は第3回資料5「重点項目について」ですが、当該資料は報告書に掲載しないものとなりました。
◆耐空証明の更新		
16	将来的な小型機の需要を見越した耐空証明制度を検討すべき。	小型機需要の増大に備える上でも、既に国による耐空証明検査を大幅に省略できる制度として、航空機整備検査認定事業場による確認制度を設けており、引き続き、国内の認定事業場の普及・促進に努めます。
17	対応の分類については、B3とCを併記してもよいのではないか。	小型機等への連続式耐空証明の発行は「C：対応困難」ですが、毎年の更新耐空証明検査時の負担軽減や検査の見直しについて、引き続き要望者と議論・検討していくことは可能ですので、その旨を追記し、「B3：長期的に対応」としました。
◆その他		
18	分類A(現行制度で対応可能)とされた項目について、要望が提出された背景に、制度が正しく理解されていない、担当者により対応にばらつきがあるといった状況が見られることから、制度の周知、航空局内での情報共有等運用面で工夫をすべき。	報告書本文8ページ目に「委員からの意見」として記載しています。
19	全要望のうち、B3が25%、Cが25%となっているが、全体で60%は対応済み又は今年度までに対応すべき。	ご指摘を踏まえて改めて検討した結果、いくつかの項目について対応を前倒しいたしました。
20	5年に1度まとめて議論するのは時間的に難しいので、継続的に議論を行うべき。	目安箱の運用を改善し、継続的にご意見をいただき、検討していくこととしています。交通政策審議会航空分科会技術・安全部会でもフォローアップさせていただきます。